

## 胎内市いじめ防止基本方針の改定について

## 1 改定の理由

S.N.S等で交わされる誹謗中傷等について、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高い場合を「いじめ類似行為」として「いじめ」と同様の取り扱いをすることなどを主な内容とする「新潟県いじめ等の対策に関する条例」（以下、「県条例」という。）が令和2年12月に制定されました。新潟県ではこの条例等を踏まえ、令和3年7月に「新潟県いじめ防止基本方針」（以下、「県基本方針」という。）を改定しました。

こうしたことを受け、いじめ防止等のための対策を一層推進していくため、必要な見直しを行うものです。

## 2 主な改定内容

- ・ 「第1 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念」に「県条例」の内容を追記し、「県基本方針」に照らして内容を整理
- ・ 「第1 2 いじめの定義」に「いじめ類似行為の定義」を追記
- ・ 「第1 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方 (3) いじめへの対処」に学校と教育委員会の連携内容を追記
- ・ 指針全体に「県条例」及び「県基本方針」が反映されるよう追記、修正

## 3 新旧対照表（別紙1参照）

「胎内市いじめ防止基本方針」 主な改定の新旧対照表

改定前	改定後	理由
<p>はじめに</p> <p>【3段落目】 その後、新潟県いじめ防止基本方針が改定されたことなどを<u>受け、現状に即していじめ防止等のための対策を一層推進していくため、この度、本市の基本方針を改定することとしました。</u></p> <p>【4段落目】 <u>いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうることを踏まえ、本市の全ての児童生徒が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を社会全体で作りに上げること</u>を指し、<u>学校、家庭、地域、その他の関係者が連携して</u>、「いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さない」という意識を共有し、<u>いじめの防止等に全力で取り組んでまいります。</u></p>	<p>はじめに</p> <p>【3段落目】 この度、令和2年12月に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が施行されたことを受け、<u>本市におけるいじめの防止等の対策をさらに進めるために、基本方針を改定することとしました。</u></p> <p>【4段落目】 <u>いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる問題であり、いじめに悩む児童生徒を救うため、本基本方針に基づき、学校、家庭、地域、その他の関係者との強い連携の下で、「いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さない」という意識を共有し、いじめの防止等に全力で取り組んでまいります。</u></p>	<p>【県条例】 「胎内市いじめ防止基本方針」を改定することにした理由を記載</p> <p>【県基本方針】 県基本方針に合わせて修正</p>
<p>第1 いじめ防止のための基本的な方向</p> <p>1 いじめの防止等に関する基本理念【P1】 <u>いじめの防止等、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組み、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるよう</u>にすることを旨として実施する。</p> <p>また、<u>いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることから、いじめを行わな</u></p>	<p>第1 いじめ防止のための基本的な方向</p> <p>1 いじめの防止等に関する基本理念【P1】 <u>いじめの防止等、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組み、学校内外を問わず、いじめを許さない、意識の醸成やお互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでも誰でも相談できる体制の整備等、学校の内外を問わず、いじめを未然に防止することを旨として実施する。</u> また、<u>いじめが発生した場合には、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であると</u></p>	<p>【県基本方針】 県基本方針に合わせて修正</p>

<p>いことのみならず、いじめを認識しながら煽ったり、傍観したりすることがないよう、全ての児童生徒がいじめは決して許されないことを十分理解できるようにする。</p> <p>加えて、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、市、学校、家庭、地域、関係機関等は、連携していじめの問題の克服に取り組み。</p>	<p>の認識を共有し、市、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して、いじめ問題の克服に取り組み。</p> <p>いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることと理解させ、自らの責任の重さを十分自覚させるとともに、当該児童生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。</p> <p>加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめを認識しながらはやし立てたり面白がったりする児童生徒や、周辺で傍観している児童生徒に対しても、それがいじめに間接的に加担する行為であることを自覚させ、全ての児童生徒が、いじめは決して許されない行為であることを十分理解できるようにする。</p> <p>なお、新潟県いじめ等の対策に関する条例（以下「条例」という。）では、「いじめ類似行為」（後述）についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本方針におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に取り扱うものとする。</p>	<p>【県条例】 県条例第2条第2項より「いじめ類似行為」が定義されたことを受けて追加</p>
<p>2 いじめの定義</p> <p>(1) いじめの定義</p> <p>※いじめの定義に変更なし</p> <p>(2) いじめ類似行為の定義</p> <p>「いじめ類似行為」とは、県条例第2条第2項で、「児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行</p>	<p>2 いじめの定義</p> <p>(1) いじめの定義</p> <p>※いじめの定義に変更なし</p> <p>(2) いじめ類似行為の定義</p> <p>「いじめ類似行為」とは、県条例第2条第2項で、「児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行</p>	<p>【県条例】 県条例第2条第2項より「いじめ類似行為」が定義されたことを受けて、 (1) いじめの定義 (2) いじめ類似行為の定義 に分割した。</p>

<p>※3 具体的ないじめの態様の例</p>	<p>心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」※3-2とされている。</p> <p>※3-1 具体的ないじめの態様の例</p> <p>※3-2 具体的ないじめ類似行為の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など</li> </ul>
<p>3 いじめの認知及びその後の対応における留意事項</p> <p>○行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じてに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する教育的な指導を適切に行うこと。（例：インターネット上での悪口等）</p>	<p>3 いじめの認知及びその後の対応における留意事項</p> <p>【削除】</p> <p>「1 いじめの防止等の対策に関する基本理念」でいじめ類似行為について規定したため削除</p>
<p>4 いじめの防止等に関する基本的な考え方</p> <p>(1) いじめの防止【P2】</p> <p>児童生徒がよりよい人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、また児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向かい合うことができるよう、次のような観点からいじめの防止に努める。</p>	<p>4 いじめの防止等に関する基本的な考え方</p> <p>(1) いじめの防止【P3】</p> <p>児童生徒がよりよい人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、また児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向かい合うことができるよう、県条例第3条の基本理念も踏まえ、次のような観点からいじめの防止に努める。</p> <p>【条例】</p> <p>県条例第3条4項を受けて追記</p>

<p>(3) いじめへの対処【P3】</p> <p>学校がいじめの疑いを発見したり、通報を受けたりした場合、直ちに、いじめを受けたとされる児童生徒及びいじめの疑いを知らせてきた児童生徒の安全を確保することや、いじめを行ったとされる児童生徒に事情を確認した上で適切に指導すること等、組織的に行う。</p>	<p>(3) いじめへの対処【P3】</p> <p>学校がいじめの疑いを発見したり、通報を受けたりした場合、直ちに、いじめを受けたとされる児童生徒及びいじめの疑いを知らせてきた児童生徒の安全を確保することや、いじめを行ったとされる児童生徒に事情を確認した上で適切に指導すること等、組織的に行う。</p> <p>また市内小中学校は、いじめの認知を市教育委員会に報告するとともに、指導の方向性、保護者や外部機関との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用等について相談するなど、緊密に連携する。</p>	<p>【県基本方針】</p> <p>県基本方針に合わせて追加</p>
<p>(4) 家庭や地域との連携【P3】</p> <p>家庭においては、法第9条に示された保護者の責務等を踏まえ、家庭での指導等が適切に行われるよう努めることが大切である。</p> <p>また、学校がいじめを発見し、通報を受けた場合には、虐待の恐れなど特別な事情がない限り、いじめを受けた児童生徒の保護者に、いじめの態様などを説明し、見守りや支援の協力を依頼するなど、連携を図る。いじめを行ったとする児童生徒についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。</p>	<p>(4) 家庭や地域との連携【P4】</p> <p>家庭においては、法第9条及び県条例第8条に規定する保護者の責務等を踏まえ、家庭での指導等が適切に行われるよう努めることが大切である。</p> <p>また、学校がいじめを発見し、通報を受けた場合には、虐待の恐れなど特別な事情がない限り、いじめを受けた児童生徒の保護者に、いじめの態様などを説明し、見守りや支援の協力を依頼するなど、連携を図る。いじめを行った児童生徒についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。</p>	<p>【条例】</p> <p>県条例第8条2項より「保護者の責務」が記載されたことを受けて修正</p>
<p>第2 市及び市教育委員会が実施すべき施策</p> <p>4 市及び市教育委員会の施策</p>	<p>第2 市及び市教育委員会が実施すべき施策</p> <p>4 市及び市教育委員会の施策</p>	

<p>(2) <u>関係機関等との連携【P5】</u></p> <p>専門的知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣や医療機関、弁護士、警察などの外部機関と学校との連携を必要とする案件について、学校の求めに応じ、各機関へ取次ぎを行う。</p> <p>また、いじめの防止等の対策を適切に行うため、<u>胎内市青少年問題協議会</u>及び市いじめ問題対策委員会に加えて、次の関係機関等との連携を推進する。</p> <p>○ 深めよう 絆 にいがた県民会議</p> <p><u>いじめの防止等に県民全体で取り組む気運を高めたため、マスメディアや青少年健全育成団体、企業等が広報・啓発活動を行う「いじめ見逃しゼロ県民運動」の推進母体である。</u></p> <p>(3) 教職員の指導力向上及び人材の確保【P6】</p> <p>全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめの防止等の対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう、各種研修の充実を通して、教職員の指導力向上を図る。</p> <p>イ「<u>生徒指導研修資料(※8)</u>」及び「<u>新潟県いじめ防止のための資料集(※9)</u>」等、いじめに関する具体的な資料を活用し、年2回以上の校内研修の確実な実施と活性化を促す。</p>	<p>(2) <u>専門機関の活用・連携【P6】</u></p> <p>心理や福祉の専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校への派遣や医療機関、弁護士、警察などの外部機関と学校との連携を必要とする案件について、学校の求めに応じ、各機関に協力要請を行う。</p> <p>また、いじめの防止等の対策を適切に行うため、<u>市いじめ問題対策連絡協議会</u>及び市いじめ問題対策委員会に加えて、次の関係機関等との連携を推進する。</p> <p>○ 深めよう 絆 にいがた県民会議</p> <p><u>学校・家庭・地域が「いじめ見逃しゼロ」についての意識を共有し、連携して児童生徒に関わり、いじめをはじめととする生徒指導上の諸問題の解消や未然防止等に努める「いじめ見逃しゼロ県民運動」(以下、「県民運動」という。)の推進母体である。</u></p> <p>(3) <u>教職員の指導力向上【P6】</u></p> <p>全ての教職員が<u>法及び県条例の内容を理解し、いじめの防止等の対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう、各種研修の充実を通して、教職員の指導力向上を図る。</u></p> <p>イ「<u>生徒指導研修資料</u>」をはじめ、いじめに関する具体的な資料を活用し、年2回以上の校内研修の確実な実施と活性化を促す。</p>	<p>【県基本方針】</p> <p>県基本方針に合わせて修正</p> <p>【修正】</p> <p>いじめ見逃しゼロ県民運動の目標に合わせて修正</p> <p>【条例】</p> <p>県条例を受けて修正</p> <p>【県基本方針】</p> <p>県基本方針に合わせて修正</p>
---	--	--

<p>ウ) いじめの防止等に係る相談支援の充実のため、心理や福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の派遣を関係機関等に要請する。</p> <p>(5) 啓発活動【P6】</p> <p>イ 法第9条に示された保護者の責務等について、家庭での指導等が適切に行われるよう、保護者が対象とした啓発活動や相談体制を充実させる等、家庭への支援を行う。</p>	<p>【削除】</p> <p>(2) と内容が重複しているため</p> <p>【条例】</p> <p>県条例を受けて修正</p>	<p>【県基本方針】</p> <p>県基本方針に合わせて修正</p>
<p>第3 学校が実施すべき施策</p> <p>2 学校いじめ等対策委員会の設置【P8】</p> <p>法第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応の中核となる組織として、当該学校の複数の教職員（※11）、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者、その他の関係者により構成される常設の「学校いじめ等対策委員会」（組織の名称は学校の判断による。）を置くものとする。</p> <p>また、同組織は、対応する事案の内容に応じて、県のスクールカウンセラーなどの専門家等の参加・協力を得て、より実効的にいじめ問題の解決を図るものとする。</p>	<p>(5) 啓発活動【P6】</p> <p>イ 法第9条及び県条例第8条に規定する保護者の責務等について、家庭での指導等が適切に行われるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談体制を充実させる等、家庭への支援を行う。</p>	<p>第3 学校が実施すべき施策</p> <p>2 いじめの防止等の対策のための組織の設置【P8】</p> <p>法第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応の中核となる組織として、当該学校の複数の教職員*8に加え、必要に応じて心理、福祉等に関する専門的知識を有する者、その他の関係者により構成される常設の「学校いじめ対策組織」（組織の名称は学校の判断による。）を置くものとする。</p> <p>また、同組織は、対応する事案の内容に応じて、県のスクールカウンセラーなどに加え、弁護士、医師、教員OB、警察官経験者等の外部専門家等の参加・協力を得て、より実効的にいじめ問題の解決を図るものとする。</p>

<p>3 いじめの防止等に関する措置【P9】</p> <p>(1) いじめの防止【P9】</p> <p>エ 「いじめ見逃しゼロスクール（※12）」など県民運動に関連する取組を推進し、児童生徒や保護者、教職員、地域住民に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発及び「いじめを見逃さず、いじめを許さない」意識の醸成に努める。</p>	<p>3 いじめの防止等に関する措置【P9】</p> <p>(1) いじめの防止【P9】</p> <p>エ 「いじめ見逃しゼロスクール※」など県民運動に関連する取組を推進し、児童生徒や保護者、教職員、地域住民に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めることにより、意識の醸成に努める。</p>	<p>【見直し】</p> <p>県基本方針により文言の修正</p>
<p>(3) いじめへの対処【P10】</p> <p>エ いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。</p>	<p>(3) いじめへの対処【P11】</p> <p>エ いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。なお、いじめ類似行為にあつては、以下の①により解消を判断する。</p>	<p>【条列】</p> <p>いじめ類似行為には、②の解消の要件が当てはまらないため追記</p>
<p>第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</p> <p>1 市の基本方針の検討【P15】</p> <p>市及び市教育委員会は、国や県の動向等を考慮して3年を<u>目途として</u>、基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</p> <p>1 市の基本方針の検討【P15】</p> <p>市及び市教育委員会は、国や県の動向等を考慮して基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>【見直し】</p> <p>法には、見直しの目途は示されていないため削除</p>